第三十四条の十六第三項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟銀行等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第四条の五第一項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第五条の六第三項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟銀行等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五条の六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十四条第四項第二十四号中「銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する銀行をいう」を「信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ」に改め、「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該金庫等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改め、同条第五項第三号の二中「すべて」を「全て」に改め、同項第三十六号中「（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十六条第一項を次のように改める。

令第十一条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十七年政令第四十四号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第十三条の三第一項を次のように改める。

銀行法施行令第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十四条第四項第二十四号中「銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する銀行をいう」を「信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ」に改め、「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該金庫等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改め、同条第五項第三号の二中「すべて」を「全て」に改め、同項第三十六号中「（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十六条第一項を次のように改める。

令第十一条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十七年政令第四十四号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第四条第四項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第四条第四項第二十四号中「銀行（法第四条の四第一項第一号に規定する銀行をいう」を「信託兼営銀行（法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ」に改め、「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該信用協同組合等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改め、同条第五項第三号の二中「すべて」を「全て」に改め、同項第三十六号中「（法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十三条第一項を次のように改める。

令第三条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第五十六条の二第一項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親保険会社等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第六条の七第二項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟保険会社等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第六条の七第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第二百十条の七第二項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟保険会社等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第二百十条の七第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第二百十条の七第二項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟保険会社等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

第二百十条の七第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「金銭」の下に「又は特定売掛債権」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。

2　前項第二号の「特定売掛債権」とは、当該委託者と債務者である取引先との継続的取引契約によつて生じる売掛債権をいう。

第十四条第二号中「金銭」の下に「又は特定売掛債権（前条第二項に規定する特定売掛債権をいう。）」を加え、同条第五号中「補てん」を「補塡」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

第七条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号中「金銭」の下に「又は特定売掛債権」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項第二号の「特定売掛債権」とは、当該委託者と債務者である取引先との継続的取引契約によつて生じる売掛債権をいう。